

つむぐ

No.149
[2018.10]



一宮税務署長・副署長インタビュー

署長講演会 新任・留任関係係官の紹介

青年部会 地域社会貢献事業

～楽しんで知る税の勉強会～ サマーキャンプ2018 in 板取キャンプ場

出身地 愛知県

中村 猛文

一宮税務署長



一宮税務署長インタビュー 『常にプラス思考』

Q1 ご経歴についてお聞かせください

昭和54年4月に採用され、熱田税務署を振り出しに、中津川税務署、名古屋国税局総務部事務管理課、西尾税務署、名古屋国税局課税第一部個人課税課などに勤務いたしました。勤続39年間のうち20年間は名古屋国税局に勤務しています。

最近におきましては、
平成21年 横須賀税務署副署長

平成23年 刈谷税務署副署長
平成24年 名古屋国税局徴収部統括国税徴収官
平成26年 名古屋国税局総務部事務管理課長
平成27年 掛川税務署長
平成28年 名古屋国税局徴収部特別整理総括課長
平成29年 名古屋国税局徴収部徴収課長
を歴任し、本年7月に現職に就きました。

Q2 一宮署着任の抱負等がございますか

国税庁におきまして、納税者の理解と信頼を得た適正な申告と納税を確保していくため、昨年6月に「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」を公表したところでありますが、税務署におきましては、

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、納税者サービスの向上、e-Taxの利用拡大、租税教育の推進などに努めるとともに、善良な納税者が不利にならないよう悪質な納税者に

は厳正に対処するなど全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、職場内におきましては、ワークライフバラ

ンスにも配慮しながら、明るく働きやすい職場を目指して努力してまいります。

Q3 座右の銘又は大切にされているお言葉や信条など、お聞かせください

座右の銘と言えるものはありませんが、常に「プラス思考」に心掛けています。

誰も失敗をすることがあります。その失敗を顧みて何が原因だったのか、何が不足していたのかなどを考えるのは当然のことかと思えます。

努力した結果の失敗であれば、その失敗の中にも、

どこかに少しでもプラスになるものが存在し、そのプラスになりうる部分を今後を生かしていこうという気持ちで取り組んでいます。

そうした考え方を続けることで、新しく何かを始めようとする時には、失敗をおそれずに取り組むことができるようになると思っています。

Q4 ご趣味や嗜好について、お聞かせください

趣味は、しいて言えば「野球観戦」でしょうか。

高校時代まで野球部に所属し、甲子園を目指していた一人ですので、野球が大好きです。少し前まではプレーもしていましたが、今は、専ら観戦に徹しています。

特に、春・夏の甲子園大会のテレビ観戦では、球児

たちの全力疾走や次がないという切迫感などなど、つい手に汗を握り、気持ちよい感動に浸っています。

また、30歳代には、子ども会のソフトボールの監督をした経験もあります。子ども達にソフトボールを教えることは、職場における若手職員の指導に通ずるものがあると感じています。

Q5 一宮法人会及び活動に対して一言ご意見をください

公益社団法人一宮法人会におかれましては、早くに公益社団法人化され、この地をリードする中心的な団体として、企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされています。

特に、法人会活動を通じて納税意識の高揚と税知識の普及を図るための各種研修会を開催されているほか、次世代を担う若い世代に対する「租税教室への講師派遣」、「税金クイズ」及び「税に関する絵はがき

コンクール」などを実施して、租税教育にも積極的に取り組まれており、心からお礼を申し上げます。

今後も、魅力あふれる事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げますとともに、公益社団法人一宮法人会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに企業の御繁栄を心から祈念申し上げます。





出身地 三重県
飯田茂雄
 一宮税務署 副署長

一宮税務署 副署長インタビュー

Q₁ ご経歴についてお聞かせください

採用は、平成5年4月です。	平成22年 名古屋国税局 調査部 国際調査課
四日市税務署を振り出しに、一宮税務署に勤務したほか、名古屋国税局の調査部で勤務いたしました。	連絡調整官
最近におきましては、	平成24年 国税庁 長官官房 相互協議室
平成21年 国税庁 長官官房 相互協議室	相互協議第五係長
相互協議第一係長	平成25年 国税庁 長官官房 相互協議室 企画専門官
	を経て、本年7月から現職となりました。

Q₂ 一宮署着任の抱負等はございますか

国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。この使命を果たすためには、納税者のニーズに応じて申告・納税の際の利便性向上に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様が不公平感を抱かないよう悪質な納税者に対して厳正な対応を行い「適正・公平な課税・徴収の実現」に全力を挙げて取り組むことが重要であると考えています。

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの取組を着実に進めるほか、今後とも納税者の皆様の理解を得て国税庁の使命を引き続き果たしていくため、いろいろな方々のご意見等を伺いながら、地域の特性等を踏まえた税務行政を行っていきたいと思っています。

Q₃ 座右の銘又は大切にされているお言葉や信条など、お聞かせください

「座右の銘」というものは特にありませんが、「正直・誠実であること」を心掛けています。「正直」とは「正しくて、うそや偽りのないこと」であり、例えば、仕事上ミスをしてしまったときにすぐに報告できるなど、社会人として当然に求められることだと思っています。また「誠実」とは「私利私欲を交えず、真心をもって人や物事に

対すること」であり、例えば、全体の仕事が遅れるなどして誰かに迷惑を掛けないように自分に与えられた責任をしっかりと果たすよう努めるなど、社会や組織の中で信頼関係を築くために必要不可欠なことだと思っています。

Q₄ ご趣味や嗜好について、お聞かせください

若い頃はゴルフやジョギングなど体を動かすことを趣味にしていたのですが、今は特にこれといった趣味はありません。しかしながら、運動不足や体型の変化により最近とみに体を動かす必要性を痛感しておりますので、趣味になるかどうかは分かりませんが、ウォーキングなど何か手軽で継続できそうな運動を始めたいと思っています。

Q₅ 一宮法人会及び活動に対して一言ご意見をください

一宮法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして税務行政に深い御理解をいただくとともに、公益性の高い社会貢献活動に積極的に取り組んでいただいているほか、納税意識の高揚や税知識の普及啓蒙に御尽力いただいております。深く感謝申し上げます。

一宮法人会の更なる御発展と会員企業の御繁栄を祈念申し上げますとともに、今後とも良好な信頼・協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、税の良き理解者として引き続き税務行政に対し御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。



一宮税務署長インタビュー	1	支部税務研修会	10
一宮税務署副署長インタビュー	3	税務広報	11
新任・留任関係係官の紹介	6	企業訪問「株式会社 ソトー」	17
全法連功労者・県連会長表彰	7	女性部会による法人会事務局インタビュー	19
一宮税務署長講演会	8	はじめまして新会員の紹介	20
～楽しんで知る税の勉強会～ サマーキャンプ2018in 板取キャンプ場	9	編集後記	20
支部役員会・役員総会	10		

平成30年度 各種説明会日程表

開催日		青色決算説明会※	年末調整説明会	消費税軽減税率制度等説明会
11月15日(木)	開催時間	10:00～12:00	13:00～15:00	15:00～16:00
	開催場所	一宮市民会館ホール 一宮市朝日2丁目5-1 Tel.0586(71) 2021		
11月16日(金)	開催時間	10:00～12:00	13:00～15:00	15:00～16:00
	開催場所	名古屋文理大学文化フォーラム(稲沢市民会館)中ホール 稲沢市正明寺3丁目114 Tel.0587(24) 5111		
お問い合わせ先		個人課税第一部門 指導担当 0586-72-4335 (担当直通)	法人課税第六部門 源泉担当 0586-72-4339 (担当直通)	法人課税第一部門 審理担当 0586-72-4338 (担当直通)

※平成30年分の青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されておりますので、説明会開催までには送付しておりません。
説明会の会場に用紙等は、ご用意しております。
なお、事前に必要な方は、税務署窓口にご用意してあります。また、国税庁ホームページからも印刷できます。
(決算書様式は、昨年と変わりありません。)

新任・留任関係係官の紹介

氏名	新任役職	出身地	前任部署等	座右の銘(モットー等)
小野 隆	筆頭副署長 (総務・個人・資産担当)	愛知県	一宮税務署 副署長 (総務・個人・資産担当)	訥言敏行
浅井 栄人	総務課長	愛知県	(留任)	雲外蒼天
安田 博	筆頭特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	岐阜県	名古屋中税務署 特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	毎日が勉強
居波 薫	特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	岐阜県	名古屋中村税務署 特別国税調査官 (法人調査(法人税等)担当)	ネバーアップ ネバーイン
一色 博仁	法人課税第一部門 統括国税調査官	三重県	名古屋中税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官	公明正大
山口 敬輔	法人課税第二部門 統括国税調査官	愛知県	(留任)	一意専心
中井 俊一	法人課税第三部門 統括国税調査官	三重県	一宮税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官	小さなことから コツコツと!
鈴木 富夫	法人課税第四部門 統括国税調査官	静岡県	(留任)	為せば成る 為さねば成らぬ
片岡 靖子	法人課税第五部門 統括国税調査官	愛知県	昭和税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官	メリハリ
磯貝 裕美	法人課税第六部門 統括国税調査官	愛知県	(留任)	初心忘るべからず
後藤 操	連絡調整官 (兼 法人課税第一部門 総括上席国税調査官)	愛知県	(留任)	人間万事塞翁が馬
佐々木 章	法人課税第一部門 上席国税調査官 (審理担当)	岐阜県	(留任)	平々凡々
水谷 信男	法人課税第一部門 国税調査官(審理担当)	愛知県	(留任)	一所懸命

一宮税務署長講演会

平成30年9月19日(水) 会場/尾張一宮駅前ビル(i-ビル) 大会議室 参加者/109名

恒例の三部会合同一宮税務署長講演会ですが、本年度は9月開催となりました。中村猛文署長には御着任間もないお忙しい中での講演となりました。

演題は「知っておきたい税金の話」です。

1 税の歴史とゆくえ

「租・庸・調」に始まる税制度の歴史と、税金は公共施設・公共サービス、学校教育の他私たちの豊かで安心安全な生活のために使われることから「社会の会費」と言われることや税収の推移は、租税教室で必ず触れる馴染のある事柄です。

2 申告納税制度を支える2つの柱

・その1 納税環境の整備。

ICTを中心とした取り組みにより電子申告、納税システムといった納税者サービスの充実。

・その2 適正公平な税務行政の推進

税務・査察調査の充実や国際化・高度情報化への対応と徴収事務の充実(滞納の整理促進)

国際的な租税回避行為や電子商取引が拡大傾向にある中、その対応も複雑になり大変であるとのこと。後にうかがいましたが適正・公平な税務行政の推進のためには、テレビで観るような体を張らねばならない危険なこともあるようで、たくさんのご苦労があることを感じました。また、調査により追徴課税が課せられたその額の大きさや査察調査による事件の一審判決では100%有罪であることなど、たくさんの情報が織り込まれたお話はわかりやすくあっという間の一時間でした。

どうしても見てもらいたかったとのことで時間を延長して拝見した査察調査のビデオでは署長のご期待通りの場面で盛り上がった後、終了となりました。

お忙しい中講演いただきました中村署長、ご同席いただきました飯田茂雄副署長、一色博仁法人課税第一部門統括官、ご参加の会員皆様、ありがとうございました。

(報告者:女性部会副部会長 森 久江)



三部会を代表して佐々青年部会長あいさつ



平成30年度

(敬称略・五十音順)

全法連功労者表彰

浅野 忠志	ヘイワ電化工業 株式会社
吉川登喜治	美吉建設 株式会社

県連会長表彰

大崎 康正	株式会社 大崎工務店
近藤 米一	合名会社 近藤商店
佐々 憲一	東和工業 株式会社
塚本 雅弘	株式会社 塚本印刷



青年部会 地域社会貢献事業

～楽しんで知る税の勉強会～

サマーキャンプ2018 in 板取キャンプ場

平成30年8月8日(水)～9日(木) 参加者/55名

青年部会は、未来の担い手である子どもたちを対象とする事業を行いたいという想いから、1泊2日のキャンプを行うこととなった。

キャンプ場の川は透明度から宙に浮くボートとして有名であり、子どもたちにとって大いに自然と触れあえる場所である。対象者を小学校4年生～6年生とし、夏休みという時間を楽しく有意義に、そしてあまり堅苦しくならない程度に税金に触れる時間を設けた。直前に台風が発生したが、祈りが通じキャンプ当日は快晴となった。

まず道中のバスで税金クイズ。4年生もいるので、興味を引く問題や身近に感じられる税金の問題を出題し、○×で回答をしてもらった。川遊では、ボート体験は多少不安要素もあったが、なかなか上手に宙に浮かんでいるように見えた。マスのつかみ取り体験では逃げ回るマスをうまくつかめなかったが、コツを得るとキャッチ&リリースされたマスが憔悴していた。取れたての塩焼きは、とてもおいしく子どもたちもペロリとたいらげていた。

例年にない暑さとは言え午後3時になると冷えてきたので、五右衛門風呂で体を温めたあと事務所2階の大

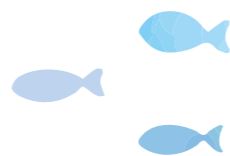
広間に移動。最初にスタッフが自己紹介を兼ねそれぞれの仕事を通じ税金がどう活かされているかを説明後、スタッフ一同それぞれの役に成りきり税金に関する『ゲゲゲの鬼太郎』の紙芝居を熱演。

夕食のカレーライスとバーベキューでは焚火であるため炊事班にその運命を託されたが、予想を遥かに上回る出来栄となり、飯盒・鍋がカラッポになっていた。キャンプファイアーでは再度の税金クイズと歌や踊りを楽しんだりして、ゆったりとした時を過ごした。

消灯時は、バンガローの虫が気になって眠れない子、不安からスタッフについてもらって眠る子たちもいたが、全員の睡眠を確認しその日は終了。日中の騒々しさがウソのように静まり返った板取の夜だった。翌日は今回の学びや体験を絵葉書に描いてもらい、最後に記念撮影をしてキャンプ場を後にした。

後日、子ども達とても楽しんでたよ、という感謝の言葉を保護者の方から頂いたのも、お手伝いをしてくれたスタッフのお陰です。絆を深めることもでき参加してくれた全ての人に感謝いたします。

報告者:青年部会副部長 安井 祥人



支部のうごき H30.6～H30.9

支部役員会・役員総会

せんい支部	6月7日(木)
丹陽支部	6月7日(木)
大和支部	6月28日(木)
栄支部	7月11日(水)
西成支部	7月12日(木)
起支部	7月13日(金)
大志支部	7月24日(火)
本町支部	7月24日(火)
富士支部	7月24日(火)

向山支部	7月24日(火)
大江支部	7月24日(火)
宮西支部	8月3日(金)
貴船支部	8月3日(金)
平和支部	8月30日(木)
稲沢支部	9月10日(月)
祖父江支部	9月26日(水)
大徳支部	9月29日(土)

税務研修会

支部税務研修会

講師/一宮税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 佐々木 章氏
 テーマ「消費税軽減税率導入に伴う実務処理のポイント」



朝日支部税務研修会
平成30年6月5日(火) 参加者/27名



萩原支部税務研修会
平成30年7月10日(火) 参加者/29名



稲沢支部税務研修会
平成30年9月10日(月) 参加者/32名



祖父江支部 税務三団体合同税務研修会
平成30年9月26日(水) 参加者/33名

平成31年(2019年)10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

- 飲食料品** 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 新聞** 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



- 全ての事業者
- 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
 - 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方 仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
 - 免税事業者の方 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



〈平成30年7月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等(区分記載請求書等)を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- 課税仕入れに係る支払対価の額

繰勘定元帳(仕入)				
XX年	月	日	摘要	借方(円)
11	30		△△商事㈱ 11月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事㈱ 11月分 食料品	8% 43,200

《請求書の記載例》

- 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- 課税資産の譲渡等を行った年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
発行者	△△商事㈱	
受取先	〇〇堂中	
年月日	平成XX年11月30日	
11月分	131,200円(税込み)	
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	野菜 ※	2,200円
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。)と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「その他のメニュー」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は QRコードから特設サイトへ

大法人についてe-Taxが義務化されます!!



平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました(以下「e-Tax義務化」といいます。)

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税
(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の**全て**

対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
 - ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体



対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書



適用日

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

また、e-Tax義務化とともに、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めることとされており、こうした施策を順次実施していくこととしております。

e-Tax義務化とともに、以下のような

提出情報等のスリム化

● 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書」の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。

● イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。

データ形式の柔軟化

● 法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。

提出方法の拡充

● e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5,000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

● 添付書類等の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)

e-Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。

提出先の一元化

● 国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

● 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e-Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が連結納税の承認の申請書を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書等の提出を不要とします。

認証手続の簡便化

● 法人の認証手続の簡便化

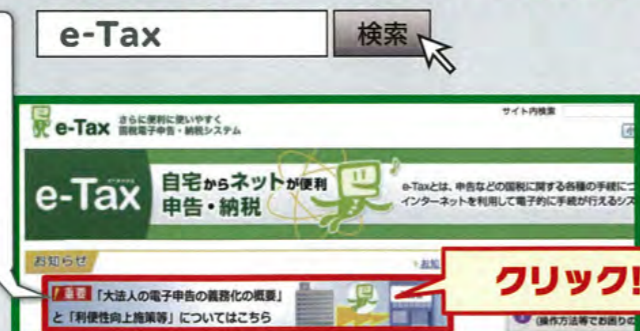
- ① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e-Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。
- ② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス <http://www.e-tax.nta.go.jp>

《掲載内容》
 ・電子申告の義務化の概要
 ・利便性向上施策等一覧（施策別）
 ・利便性向上施策等一覧（適用開始時期（予定）順）
 ・電子申告の義務化についてよくある質問

など



クリック!!

e-Tax 義務化についてのQ&A

Q1 大法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。
 (注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe-Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e-Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e-Tax 義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q4 大法人がe-Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax 義務化の対象となる法人が、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe-Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。

なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。

2018.5

株式会社 ソトー

企業の使命

感性技術で未来を拓く

- 優れた感性と技術で新しい「価値」を創造します。

経営の姿勢

創意あふれる人間企業

- 積極的かつ健全な経営で、人々の信頼と期待に応えます。
- たえず技術とセンスを磨き、時代のニーズに的確に応えます。
- 個性と能力を活かし、働きがいある企業風土をはぐくみます。

私たちの行動

誇りをもってチャレンジ

- 自分の使命・役割は、責任をもって果たします。
- 創意と工夫で、より高い目標にチャレンジします。
- 互いに心の通いあう、さわやかな職場を作ります。
- 仕事に夢と誇りを持ち、常に積極的に行動します。

会社概要

- 所在地 ■本社
愛知県一宮市籠屋五丁目1番1号 TEL.0586-45-1121
- 第一事業部
愛知県一宮市籠屋五丁目1番1号 TEL.0586-45-1131
- 一宮事業部
愛知県一宮市八幡四丁目1番50号 TEL.0586-45-5381
- テキスタイル管理部
愛知県一宮市籠屋五丁目8番1号 TEL.0586-45-8307



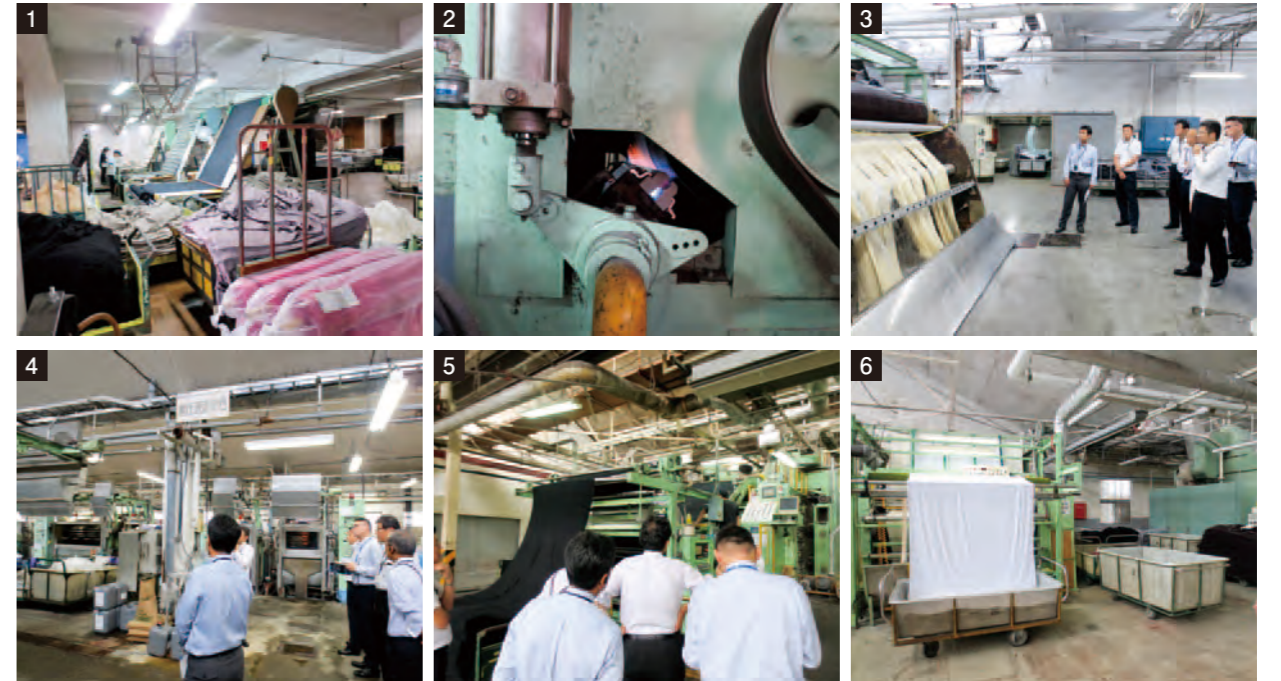
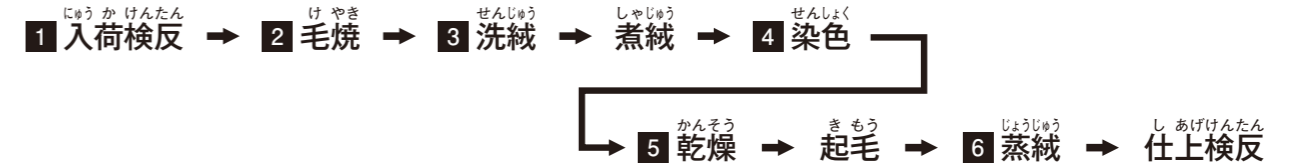
総務課長の小瀬様より説明を受ける
広報委員会のメンバー

- 創業 大正12年
資本金 31億2,419万円
業務内容 各種繊維製品の染色加工／テキスタイルの製造及び販売／不動産事業
子会社 7社

沿革

- 大正 11年10月 尾西地区の毛織物業者が三井物産株式会社名古屋支店を中心に工毛会を発足
12年 2月 資本金15万円で一宮整理株式会社を創立
13年 3月 本社を現在地に設置し、商号を蘇東興業株式会社に変更
昭和 25年 5月 名古屋証券取引所に上場
36年10月 東京証券取引所市場第二部に上場
平成 4年10月 商号を「株式会社ソトー」に変更
28年 6月 東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部へ市場変更

<染色整理加工の工程>



報告記事

一宮市籠屋にある株式会社ソトーを訪問しました。大正12年の創業の老舗企業で、まさに尾州の毛織物産業とともに歩んできた企業と言えるでしょう。

洋服というと、デザインや縫製の工程に眼がいきがちですが、実はその前にもいくつかの工程があります。

まず糸をつくり、生地を製造。そして、染色や様々な加工を経て、ようやく洋服の原形であるテキスタイルができあがります。

株式会社ソトーはこの染色、加工技術に世界でも優れたノウハウを持つ会社です。

持ち込まれた生地の表面から毛羽を取り除き、生地の製造時についた汚れ等をおとし、生地の厚みや目の細かさを調整する。さらに生地の表面に起毛加工を施したり、艶出しをするといったすべての工程で高いクオリティを発揮できることはもちろん、再現性の高さが顧客から大きく支持される強みです。

一例ですが、「スーパーブラック」と言われる世界一黒い礼服の加工では、日本国内で約7割のシェアを誇っているとのこと。技術力の高さを証明する事例と言えるでしょう。

社内の方にお話をうかがうと、端々に「風合い」という言葉が出てきます。完全自動化とまではいかないものの、重要な工程にはコンピュータで管理された設備が導入され、可能な限りの省力化が図られている会社において、「風合い」という感覚的な言葉が頻繁に使われることには非常に驚きがありました。従業員の皆さんたちが持つ、その感覚こそが、高い品質をムラなく再現できる最大の源であるのだろうと感じました。

最後に、今回の訪問を受け入れてくださった関係各位の皆様へ感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(報告者：広報委員 吉田 仁)

女性部会による

法人会事務局 インタビュー

小柳 宏 専務

さいげつ ふ たい
【歳月不待】



Q₁ 出身地はどこ？

静岡県の伊豆半島中央部に位置する伊豆市修善寺です。

伊豆市は、近年「自転車を楽しむ町」を目指して、東京2020オリンピックのトラックレースやマウンテンバイクの自転車競技の誘致に成功し、オリンピック開催に向けて準備を進めているところで、特にサイクリストから注目を集めています。

Q₃ 好きな言葉は？

本音を言えば、好きな言葉は「ぬるま湯」です。何事においても真摯に一生懸命向き合わなければなりません、たまに「ぬるま湯」に浸かるのも必要じゃないかと思えます。

Q₄ 平成30年7月に税務の職場を退職されたということですが、今後の目標は？

この夏、二歳の男の子を発見して一躍有名になったスーパーボランティアの「尾畠春夫さん」のようにはなれませんが、どんなに小さなことでも良いので社会貢献になることをやっていけたらと思います。

Q₆ 人生を楽しく過ごす為に心掛けていることは？

「健康」です。「風邪は万病のもと」と言われますが、現代において「ストレスは万病のもと」とも言えます。ストレスを抱え込まなければ、人生を楽しんで行けます。ストレスを抱えて飲む酒より、気楽に飲む酒の方が美味しいです。すると、酒を飲んでも楽しいですよ。

Q₂ 現在の住いはどこ？

稲沢市平和町です。娘が二人いますが二人とも結婚して一宮市に住んでいますので、親子で一宮市にはお世話になることになりました。住みたい街ランキングでも人気上昇中の一宮市はいい街ですよ。



Q₅ 具体的には？

例えば、今、プラスチック問題が話題となっていますが、それに先駆け、ヒルトンホテルがストローの廃止を決定したそうです。私も喫茶店等でストローの使用を断わる勇気を持ちたいです。また、コンビニ弁当ではなく手弁当がその問題に協力できることではないかと現在妻に提案中です。

Q₇ 法人会の専務に就任しての感想は？

肩の荷が重すぎて脱臼しそうです(笑)。毎日が目新しいことの連続で戸惑うばかりですが、一日一日を大切に今後にはできる限り精進して参りますので、会員皆様方にはご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

はじめまして新会員の紹介 H30.6～H30.9

一宮法人会の新しいお仲間20社の皆様です。

(敬称略)

支 部	法人名	代表者名	業 種	紹介者名
大志	有限会社辰巳殖産	森 克彦	リース業、不動産賃貸業	モリリン株式会社
栄	日本紙糸株式会社	小関 敦嗣	紙糸・機械及び部品の販売	
神山	株式会社グリック	柴垣 健一	医療機器卸し	
宮西	社会保険労務士法人T&M	木村 哲也	社会保険労務士	エスピー建材株式会社
貴船	株式会社ダイリン	林 清士	土木業	
大江	有限会社えいしゅん和裁	瀬瀬 健司	和装品縫製業	
せんい	みどり税理士法人	浅井 清史	税理士業	ササキセルム株式会社
丹陽	株式会社カジ・コーポレーション	梶 喜代三郎	カラオケ機器の卸・賃貸及び販売、複合カフェ、レンタルビデオ経営他	
奥	有限会社東海システム	山田 浩範	電気配電盤製造	
萩原	株式会社川添事務所	川添 広	測量業務	花正建設株式会社
大和	株式会社藤井木工	藤井 勝義	家具製造業	
西成	株式会社カソック	西野 順介	食品製造販売	株式会社名岐
//	医療法人愛礼会	松前 裕己	医療・介護	金城ネクスト株式会社
朝日	株式会社宮崎物産	新頭 美利	外構工事、一般土木業、建設機械の販売修理	
稲沢	有限会社キャプラス	小久保 暢哉	ソフトウェア開発業	
//	株式会社エグシード	江口 慶孝	広告業	
//	株式会社エステック	内藤 智	建設業(管工事)	
木曾川	株式会社武本組	武本 春義	建設業	
//	ダイロン株式会社機器工場	吉田 篤司	電子部品及びアセンブリ商品、電源機器等の設計・製造・販売	株式会社中工
北方	株式会社ナカムラ商事	中村 順一	仏具製品販売業	

編集後記 a postscript by the editor

- ◎定期人事異動で中村署長さん、飯田副署長さん、一色一統さんのお三方が新任でご着任されました。さっそくお忙しい中恒例のインタビューを行いました。今後ともよろしく願っています。
- ◎全法連、県連より表彰されました皆様おめでとうございます。今後の益々のご活躍を祈願いたします。
- ◎税務広報では来年10月から消費税の引き上げに伴う新制度の情報など掲載しました。早めの準備にご活用ください。
- ◎今号の表紙にもなりました新企画、青年部会主催の社会貢献事業「サマーキャンプ」を行いました。担当の皆様ありがとうございました。
- ◎企業訪問は一宮市にある株式会社ソトーを見学しました。この地域の地場産業の毛織物の最終工程である染色整理加工を詳しく説明していただきました。
- ◎事務局のニューフェイス小柳専務のインタビューが女性部会により行われました。これからもよろしく願います。
- ◎今号は目次をメインの記事の後にしました。皆様に読んで頂ける広報誌を目指していろいろ試行錯誤していきますのでよろしく願います。

《感謝T.K》

公益社団法人一宮法人会報 第149号

平成30年10月(2018)発行

発行所 (公社)一宮法人会

一宮市栄4丁目5番16号(一宮税理士会館1階)
電話(0586)73-2134~5
FAX(0586)73-5665
URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/ichinomiya>

印刷 西濃印刷株式会社

岐阜市七軒町15
電話(058)263-4101

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで2ヶ月以上かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長
1

病気・ケガで
働けない場合を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長
2

入院中だけでなく
所定の在宅療養で
働けない場合も保障

特長
3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。
※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、全額損金に算入できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
従業員の
福利厚生

従業員様が、働けなくなった期間をサポートします。

●法人受取の場合、給付金を従業員様へ見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を経営資金に活用できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

(引受保険会社)

Aflac アフラック

愛知総合支社

〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29階

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2016-0043-1808005 7月29日

一宮西病院 順次

拡張

一宮西病院・北棟が今年4月に竣工しました。増築エリアの1階にはMRI・CTを各1台増設、それぞれ計3台と4台になります。既設棟から延伸する形で3階にはOPE室が拡張され、現在の8室から12室となりました。広々とした次世代設計で、尾張西部エリア初となる「ハイブリッドオペ室」も完備しております。既設建物内の改修工事も行いまして、既設棟2階は内視鏡センターとして生まれ変わりました。既設棟1階には、高まりつつある血管内治療のニーズに対応するべく、血管撮影装置を拡張してまいります。

MRI・CT増設

内視鏡室増設

尾張西部エリア初「ハイブリッドオペ室」完備

血管撮影装置増設



一宮西病院 TEL:0586-48-0077

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

総合型V⁺Mタイプ

(大同生命の定期保険+
AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の保険料払込中)
無解約払戻金型

DJIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社/
愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13(名古屋大同生命ビル8F)
TEL 052-541-3151

AIG AIG損害保険株式会社

一宮支店/
愛知県一宮市栄3-7-15(一宮駅前ビルディング4F)
TEL 0586-24-0501

- ◎この資料は平成30年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。